

豊かな森を育てる府民税及び森林環境譲与税関係事業補助金交付要綱

平成28年6月7日
京都府告示第335号

(趣旨)

第1条 知事は、京都府豊かな森を育てる府民税条例(平成27年京都府条例第58号。以下「府民税条例」という。)第1条及び京都府森林環境譲与税基金条例(令和元年京都府条例第7号。以下「譲与税条例」という。)第1条に規定する施策の目的に適合する事業を実施するものに対し、当該事業に要する経費について、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助額は、別表に定めるところとする。

(実施計画の協議)

第3条 補助対象事業のうち、知事が別に定める事業について補助金の交付申請を行おうとする者は、知事が別に定めるところにより、あらかじめ事業の実施計画について知事に協議しなければならない。

(交付の申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別に定める様式によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める。

2 前条の規定により協議をした者が、当該協議の結果に基づく実施計画に従って当該事業を実施した後に、当該事業に係る事業実施報告書を添付して規則第5条の規定による補助金の交付の申請をする場合における前項の申請書の様式については、同項の規定にかかわらず、前項の様式に準じて知事が別に定める様式とする。

3 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更の承認申請)

第5条 規則第9条の規定による承認に係る申請書は、別に定める様式によるものとし、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、変更の理由発生後速やかに、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第6条 規則第13条に規定する実績報告書は、別に定める様式によるものとし、補助事業者は、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項に規定する場合において、知事が補助金の交付の決定をしたときは、当該補助金の交付に係る申請書に添付された事業実施報告書の提出により前項の規定による実績報告書の提出があったものとみなす。
- 3 補助事業者は、第1項の規定による実績報告書の提出を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

別表(第2条関係)

1 (略)

2 譲与税条例関係事業

補助対象事業	補助対象経費	補助額
京の森林文化保全 継承事業	地域の文化と深く関わりのある森林又は地域のシンボルとなっている樹木の保全に要する経費	100 万円以内

京の森林文化保全継承事業

<http://www.pref.kyoto.jp/shinrinhozen/moribunka.html>

